



日本共産党北区議会議員  
さがらとしこ

区政レポート

2013.3.8 No.1120

ご相談はお気軽に  
TEL とも 3905-0970  
FAX

さがらとしこ事務所  
赤羽北3-23-17  
(バス停「赤羽北3丁目」、メガシティ近く)

日本共産党議員団  
区役所内 3908-7144  
<http://www.kitanet.ne.jp/~kyoukita/>

3.11あの日から丸2年  
なくそう! 原発・飛鳥山  
さよなら! 原発 in 飛鳥山  
3月10日(日)午後1時半~あか山荘

- ◎ 福島の子供たちは、今も外遊びが制限されたまま。事故原因究明も対策もおぼろげ。安倍政権は、再稼働の時期をねらっている。
- ◎ TPPも、オスプレイ訓練も、国民のいのちと平和にかかわる重大なことはかりなのに、アメリカの顔ばかり見て、公約をなげすめています。TPPは農業だけでなく国民皆保険制度をこわすと、お医者さんたちも抗議しています。

北区議会 まちづくり課題が次つぎと報告に  
右図は赤羽台団地の建替えについてです。



◎ 初めての考え方がいくつも示されています。  
**教育・文化エリア**  
◎ 東洋大学から赤羽台中の跡地だけでなく、緑道公園にそって駅前までの大きなエリアをU・Rから買いとり、5000人もの学生が学ぶ、都心部キャンパスの一大拠点にしたいとの考えが示されていると、企画総務委員会(3/6)で説明がありました。  
H27.4月からキャンパスの新設工事。そして、H29.4月に情報学部などを移転予定

**中高層住宅複合エリア**  
◎ ここは、旧赤羽台東小学校と区立赤羽台保育園のある場所。西工区にある赤羽台西小学校の建替えはどうするのか。北区と区教委からの考え方が示されないまま、東小と手離しているのでは、  
(※複合エリアというのは、いろいろ有。住宅もオーステム、ショッピングも...)

赤羽台団地建替計画について

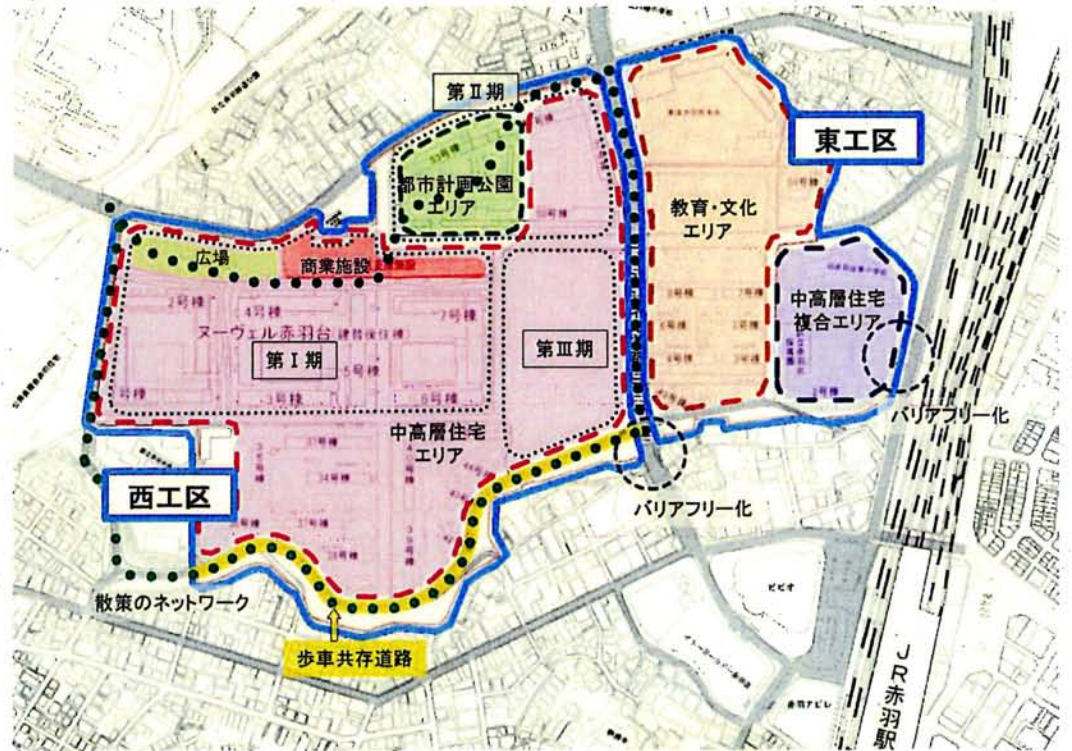
1 要旨

赤羽台団地の建替事業については、平成11年度に着手された都市再生機構による第I期事業地域の建替え、商業施設、広場の整備が今年度完了し、今後第III期事業地域の住宅等の建設工事を開始する予定である。

区では、赤羽台団地東工区への教育・文化拠点として大学の誘致や、西工区における都市計画公園の整備計画など、赤羽台団地全体の課題について整理し、都市再生機構と当該地区のまちづくりの方向性について協議を行っている。

今後、都市再生機構と赤羽台団地におけるまちづくりに関する協定を締結し、さらに、これらの内容を確実に誘導するための地区計画の策定に着手する予定である。

2 赤羽台団地全体のまちづくり方針



3 今後の予定について  
平成25年度


※ご意見をお寄せ下さい。  
区議 さがらとしこ

都市再生機構とまちづくりに関する協定の締結  
地区計画策定着手  
解体工事着手、遺跡調査(第II期)  
建設工事着手(第III期)



まちづくりは  
住民が主人公

UR 1000の赤羽台団地建替えと  
右図は桐ヶ丘団地です。  
今議会には、建物の高さ制限  
をなくして、どんどん高くできる緩和の条例改正  
が提案されています。

D地区の  は、旧桐ヶ丘北小のあと地です。  
本来なら、D地区は30m(約10階)までしか建てられ  
せん。ところが、面積が5000㎡以上と広いので...  
「制限なし」となり、桐北小あとには13階40mもの  
住宅が計画されています。

次は区有施設の売却   
区民保養所 はこね荘   
3月休館 すぐに売却へ

北区は2月に「北区公共施設再配置方針(案)」を  
発表したばかり、区議会には3/5の企画総務委員会  
(案)についての報告があったばかりです。

ところが、「はこね荘」は、年間18,000人の利用がある  
にもかかわらず、3月で休館、3月28日に身障価格暴落  
会を閉じて、売却の手続きをすすめています。

旧北園小では、NPO北園クラブが地域開放施設利用  
6月で中止すると伝えられ、活動に支障が。  
中止の理由、今後のあり方、活用法など、北区の説明と対応を批判した。

建物高さを緩和 するための「条例」の 一部改正案の内容		桐ヶ丘一・二丁目地区地区計画					本条例
		複合地区		中高層住宅地区		公園地区	
	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区		
壁面の位置の制限	計画図に示す壁面線(1.5m~3m)					同左	
壁面後退区域における 工作物の設置の制限	壁面後退区域における工作物の設置の制限					—	
建築物の高さの最高限度	—		30m		—	同左	
	—		3000㎡以上の敷地	45m			5000㎡以上の敷地
建築物等の形態又は色彩 その他の意匠の制限	建築物等の外壁等の色彩等の制限					—	
垣又はさくの構造の制限	道路等に面した部分の垣・さくの構造の制限					—	

▽地区計画(桐ヶ丘一・二丁目地区)の計画図(区域及び地区区分)

